

## コンビニ収納に関するQ&A

---

### Q1

バーコードが印字された納付書は、コンビニ以外では使えないのですか？

### A1

従来どおり町の窓口や金融機関で納付できます。

### Q2

納付書がバラバラの単票で送られてきました。なぜですか？

### A2

コンビニでは、ブック式(冊子)タイプの納付書は取扱いできませんので、単票(1枚単位)に変更になりました。納付の際は、必ず納付する納付書のみを支払い窓口に出してください。

### Q3

第2期分を納めるところ、間違っ第3期の納付書で納めてしまいました。どうすればよいでしょうか？

### A3

第3期の納付書で納付した場合は、第3期分として収納されます。原則として、払い戻し、第2期へ充てるなどはできません。納付の際は納期を十分にご確認ください。

※この場合、第2期分の納期限を過ぎるとコンビニでは納付できなくなりますので、金融機関などで納付してください。納付がない場合は督促状が発送されます。

### Q4

支払い手数料はかかりますか？

### A4

手数料はかかりません。

### Q5

24時間いつでも納められますか？

### A5

営業時間内でしたら、土、日、祝日を含めていつでも納付することができます。

### Q6

軽自動車納税証明書(継続検査用)は、どうなりますか？

### A6

従来通り、軽自動車税の納付書には、領収証書と一緒に「軽自動車税納税証明書(継続検査用)」がついていますので、それを車検時に使用できます。

※ただし、有効期限欄に\*\*\*印のあるもの、領収日付印のないものは、証明書として使用できません。

Q7

納付書を紛失してしまいました。

コンビニで納付したいのですが、再発行してもらえますか？

A7

バーコードが表示された納付書を再発行しますので担当課へお問い合わせください。